

## 目次

### 告示

- 平成25年度北海道立高等学校「看護」担当教員採用特別選考検査の実施について……… 3  
通知・通達・照会
- 高等学校生徒指導要録の改訂について……… 5
- 高等学校生徒指導要録の改訂について……… 25

## 告示

### 北海道教育委員会告示第68号

平成25年度北海道立高等学校「看護」担当教員採用特別選考検査を次の要領により行う。  
平成24年10月30日

北海道教育委員会委員長職務代理者 鷹野正義

平成25年度北海道立高等学校「看護」担当教員採用特別選考検査実施要領

#### 1 目的

この検査は、平成25年度北海道立高等学校教員の採用候補者を選考するために行うものです。

#### 2 受検区分及び資格

区分	教科	受検資格（所有免許状等）	生年月日
高等学校 教諭	看護	① 教員免許状を有している者 高等学校教諭の普通免許状（看護） ② 教員免許状を有しない者で、看護師免許 証を有し、かつ、看護師、保健師又は助産 師として5年以上業務に従事したもの	昭和38年4月2日 以降に生まれた者

(注) 1 所有免許状は、平成25年3月31日までの取得見込みを含みます。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、受検できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされた準禁治産者を含みます。）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 教員免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- (4) 公務員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 教員免許状を有しない受検者が登録になった場合は、北海道教育委員会が実施する特別免許状授与のための教育職員検定に合格し、特別免許状を取得することが必要です。

特別免許状は、様々な分野において優れた知識や技術を有する社会人を、教員として迎え入れることにより、学校教育の多様性への対応や活性化を図ることを目的とし、北海道教育委員会が授与するものであり、北海道においてのみ効力を有します。

#### 3 採用予定数

7名

#### 4 出願手続

##### (1) 出願書類

提出部数は1部です。

ア、イ及びエの書類については、様式を北海道教育委員会のホームページからダウンロードすることができます。北海道教育庁総務政策局教職員課でも配布します。

提出 | ア 願書

書類	イ 自己推薦書
	ウ 証明機関の発行する資格（技能）証明書（開封無効）又は資格（技能）を証明できる書類の写し（※教員免許状を有しない者）
	エ 職歴証明書（※教員免許状を有しない者）
	オ 受検通知用はがき 通常はがきを使用し、宛先欄に受検者本人の住所及び氏名を明記し、裏面は記入しないようにしてください。
	カ 結果通知用封筒 定型内封筒（長形3号）を使用し、宛先欄に受検者本人の住所及び氏名を明記し、80円切手を貼ってください。

## (2) 出願書類の受付期間

提出方法	受付期間	備考
持参する場合	平成24年10月30日（火）から 平成24年11月19日（月）まで	9時から17時まで （土曜日及び日曜日を除く。）
郵送する場合	平成24年11月18日（日）の 消印のものまで有効	「簡易書留」扱いとしてください。

(注) 1 受付期間終了後に提出された出願書類や不備がある出願書類は受け付けません。また、受理した出願書類は返却しません。

2 受理した出願書類に虚偽の記載があった場合は、受検又は採用の対象から除かれることがあります。

## (3) 出願書類の提出先

北海道教育庁総務政策局教職員課  
〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館7階

## (4) その他

身体に障害がある方で、障害に応じた配慮による受検を希望する方は、願書の「配慮希望事項」欄に記入してください。

また、検査会場において配慮を必要とする方は、願書の「希望事項」欄に記入するとともに、出願時に連絡してください。

## 5 検査期日

平成24年11月25日（日）

## 6 検査会場

札幌市中央区北3条西7丁目  
道庁別館西棟庁舎

## 7 検査の日程及び内容

## (1) 日程

～8:45	集 合
9:00～10:00	論文検査（60分）
10:20～	面接検査（個別面接）

## (2) 内容

- ア 論文検査（60分） 800字以内  
イ 面接検査（個別面接）一人35分程度  
（内容）・一般面接  
・模擬授業

## 8 選考結果の通知等

(1) 選考結果は平成24年12月中に、採用候補者名簿に登録する者としいない者とに区分して通知します。

なお、採用候補者名簿の有効期限は、平成26年3月31日までです。

(2) 採用候補者名簿の登録者については、本人への結果通知時に北海道教育委員会のホームページに受検区分ごとに受検番号を掲載します。

(3) 選考結果の開示請求

面接検査まで終了した受検者で、登録にならなかった者については、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）第27条の規定により、結果通知書を発送した日から1か月間に限り、受検者本人が自己の選考検査の結果について、口頭による開示請求をすることができます。

口頭による開示請求の詳細については、検査時にお知らせします。

## 9 採用の方法

(1) 採用は、登録者の中から、平成25年4月から平成26年3月までの間において欠員が生

じたときに行いますが、登録が直ちに採用を意味するものではありません。

- (2) 採用に当たっては、健康判定審査において「適」の判定を受けることが必要です。
- (3) 教員免許状を有しない受験者は、登録後に教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受けることが必要です。

#### 10 その他

- (1) 検査当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 携帯電話の検査時間中の使用を禁止します。
- (3) 不正が明らかになった場合は、その者の受検を中止します。
- (4) 検査会場及びその周辺には駐車場がありませんので、自家用車による受検は禁止します。公共交通機関を利用してください。

この検査に関する問い合わせ先  
北海道教育庁総務政策局教職員課道立学校人事グループ  
電話 (011) 231-4111 内線35-226

---

## 通知・通達・照会

---

教 高 第 1050 号  
平成24年10月30日

各道立高等学校長 様

北海道教育委員会教育長

### 高等学校生徒指導要録の改訂について（通達）

平成25年度からの新教育課程の実施に伴い、同年度以降に入学する生徒に係る高等学校生徒指導要録を別記のとおり改訂します。

ついては、改訂の概要等を十分理解の上、生徒指導要録の作成について適切に行うようにしてください。

#### 記

#### 1 改訂の概要

##### (1) 指導要録の編製について

ア 基本様式は現行と同じく、学籍に関する記録と指導に関する記録とを別葉として編製すること。

イ 学籍に関する記録は「学籍の記録」及び「各教科・科目等の修得単位数の記録」の各欄によって構成すること。

ウ 指導に関する記録は「各教科・科目等の学習の記録」、「総合的な学習の時間の記録」、「特別活動の記録」、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」及び「出欠の記録」の各欄によって構成すること。

##### (2) 「学籍の記録」欄について

ア 生徒及び保護者の氏名のふりがなの欄を新たに設けたこと。

イ 「学校名」、「所在地」、「課程名・学科名」、「校長氏名印」及び「ホームルーム担任者氏名印」の欄の配置を変更したこと。

##### (3) 「各教科・科目等の修得単位数の記録」欄について

ア 現行様式と同じく、学籍に関する記録のページ（様式1）の裏面（様式1裏面）に本欄をおくこと。

イ 生徒氏名欄を新たに設けたこと。

ウ 「教科」、「科目」、「修得単位数の計」の欄を、「各学科に共通する各教科・科目」の欄と「主として専門学科において開設される各教科・科目」の欄に区分し、それぞれを縦一列の様式として、それぞれの区分毎に小計欄を設けたこと。それらの最後に「総合的な学習の時間」及び「留学」の欄を接して設け、その下に4つの欄の合計欄を設けたこと。

エ 「総合的な学習の時間」の欄の下に「留学」の欄を新たに設けたこと。

##### (4) 「各教科・科目等の学習の記録」欄について

ア 「生徒氏名」の欄と「学校名」の欄の配置を変更したこと。

イ 「教科等」の欄に、「各学科に共通する各教科・科目」の欄と「主として専門学科において開設される各教科・科目」の欄との区分を設けたこと。

#### 2 学習評価の改善に関する基本的な考え方について

- (1) 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること

と、学校における教育活動を組織として改善することが重要であること。その上で、新しい学習指導要領の下における学習評価の改善を図っていくためには以下の基本的な考え方に沿って学習評価を行うことが必要であること。

ア きめの細かな指導の充実や生徒一人一人の学習の確実な定着を図るため、学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を評価する、目標に準拠した評価を引き続き着実に実施すること。

イ 新しい学習指導要領の趣旨や改善事項等を学習評価において適切に反映すること。

ウ 学校の創意工夫を一層生かすこと。

(2) 学習評価については、引き続き観点別学習状況の評価を実施し、きめの細かな学習指導と生徒一人一人の学習の確実な定着を図っていく必要があること。

(3) 障がいのある生徒に係る学習評価の考え方は、障がいのない生徒に対する学習評価の考え方と基本的には変わるものではないが、生徒の障がいの状態等を十分理解しつつ、様々な方法を用いて、生徒一人一人の学習状況を一層丁寧に把握することが必要であること。

### 3 効果的・効率的な学習評価の推進について

(1) 学校においては、学習評価の妥当性、信頼性等を高めるとともに、教師の負担感の軽減を図るため、国等が示す評価に関する資料を参考にしつつ、評価規準や評価方法の一層の共有や教師の力量の向上等を図り、組織的に学習評価に取り組むことが重要であること。

(2) 学校においては、学習評価に関する情報の適切な管理を図りつつ、北海道公立学校校務支援システムの活用により、指導要録等に係る事務の改善を図ることとしたこと。

(学校教育局高校教育課普通教育指導グループ)

## 別記

### 高等学校生徒指導要録

別紙1 高等学校（全日制の課程・定時制の課程）生徒指導要録

(1) 様式1（学籍に関する記録）

(2) 様式2（指導に関する記録）

別紙2 高等学校（通信制の課程）生徒指導要録

(1) 様式1（学籍に関する記録）

(2) 様式2（指導に関する記録）

別紙3 高等学校生徒指導要録に記載する事項等

別紙4 各教科の評価の観点及びその趣旨（高等学校）

別紙1 高等学校（全日制の課程・定時制の課程）生徒指導要録

(1) 様式1（学籍に関する記録）

区分 \ 学年	1	2	3	4
ホームルーム				
整理番号				

学籍の記録					
生	ふりがな		性別	入学・編入学	平成 年 月 日 第1学年 入学 第 学年編入学
	氏名				
徒	生年月日	平成 年 月 日生	転入学	平成 年 月 日 第 学年より 高等学校 制課程 科 第 学年より (所在地) 転入学	
	現住所	-----		転学・退学	(平成 年 月 日) 平成 年 月 日 第 学年へ 高等学校 制課程 科 第 学年へ (所在地) 転学 退学
保 護 者	ふりがな		留 学 等	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (留学先)	
	氏名			卒 業	平成 年 月 日
	現住所	-----			
入学前の経歴	平成 年 中学校卒業		進 学 先 等 就 職 先 等		
学 校 名					
所 在 地					
課程名・学科名					
年 度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	
区分 \ 学年	1	2	3	4	
校長氏名印					
ホームルーム 担任者氏名印					

(様式1裏面)

生徒氏名

各教科・科目等の修得単位数の記録

各学科に共通する各教科・科目	教科	科目	修得単位数の計	主として専門学科において開設される	教科	科目	修得単位数の計	各教科・科目	教科	科目	修得単位数の計
	国語	国語総合				家庭	〃				情報
		略			〃				〃		
		〃			〃			福祉	〃		
	地理歴史	〃			〃			〃	〃		
		〃			〃			理数	〃		
		〃			〃			〃	〃		
	公民	〃			〃			体育	〃		
		〃			〃			〃	〃		
		〃			〃			音楽	〃		
	数学	〃			〃			〃	〃		
		〃			小計			美術	〃		
		〃						〃	〃		
	理科	〃			農業	〃		英語	〃		
		〃			〃			〃	〃		
		〃			工業	〃		学校設定教科	〃		
	保健体育	〃			〃			〃	〃		
		〃			商業	〃		小計			
		〃			〃			総合的な学習の時間			
	芸術	〃			水産	〃		留學			
		〃			〃			合計			
		〃			家庭	〃					
	外国語	〃			〃						
		〃			看護	〃					
		〃									

(2) 様式2（指導に関する記録）

生徒氏名		学校名				区分	学年	1	2	3	4	
						ホームルーム						
						整理番号						
各教科・科目等の学習の記録												
各教科・科目等		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	修得単位数の計	備 考					
		評定	修得単位数	評定	修得単位数							評定
教科等	科目等	定	定	定	定	定						
各学科に共通する各教科・科目	国語総合											
	国語											
	地歴											
	歴史											
	公民											
	数学											
	学理											
	保健体育											
	芸術											
	外国語											
	家庭											
	情報											
	学校定設科											
	主として専門学科において開設される各教科・科目	農業										
		工業										
		商業										
		水産										
		家庭										
		看護										
		情報										
福祉												
理数												
体育												
音楽												
美術												
英語												
学校定設科												
総合的な学習の時間												
小 計												
留 学												
合 計												

生徒氏名

総合的な学習の時間の記録				
	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
学習活動				
評価				

特別活動の記録				
	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
ホームルーム役員名( ) 生徒会役員名( )				

総合所見及び指導上参考となる諸事項	
第1学年	
第2学年	
第3学年	
第4学年	

出欠の記録								
学年	区分	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	留学中の 授業日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備考
	1							
2								
3								
4								



別紙2 高等学校（通信制の課程）生徒指導要録  
 様式1（学籍に関する記録）

区分	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度
ホームルーム													
整理番号													

学 籍 の 記 録													
生 徒	ふりがな												
	氏 名		性 別		入学・編入学	平成 年 月 日 第1学年 入学 第 学年編入学							
	生年月日	平成 年 月 日生			転 入 学	平成 年 月 日 高等学校 制課程 科 第 学年より (所在地) 転入学							
保 護 者	ふりがな												
	氏 名												
	現住所	-----			転学・退学	(平成 年 月 日) 平成 年 月 日 科 第 学年へ (所在地) 転学 退学							
入 学 前 の 経 歴	氏 名												
	現住所	-----			留 学 等	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (留学先)							
	平成 年 中学校卒業			卒 業	平成 年 月 日								
	-----			進 学 先 就 職 先 等									
学 校 名													
所 在 地													
課 程 名・学 科 名													
区分	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度
校 長 氏 名 印													
ホー ム ルー ム 担 任 者 氏 名 印													

(2) 様式2（指導に関する記録）

生徒氏名	学校名	区分	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	
		ホームルーム														
		整理番号														

各教科・科目等		平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	修得単位数の計	備考	
教科等	科目等	評定	修得単位数	評定	修得単位数	評定	修得単位数	評定	修得単位数	評定	修得単位数	評定	修得単位数	評定	修得単位数	評定	修得単位数			
各学科に共通する各教科・科目	国語総合																			
	語	〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃				
	地歴	〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃				
	理史	〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃				
	公民	〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃				
	数学	〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃				
	学理	〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃				
	科保健	〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃				
	体育	〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃				
	芸術	〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃				
	外国語	〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃				
	家庭	〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃				
	情報	〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃				
	学校定設科	〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃				
	主として専門学科において開設される各教科・科目	農業	〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃			
		工業	〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃			
商業		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃				
水産		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃				
家庭		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃				
看護		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃				
情報		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃				
福祉		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃				
理数		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃				
体育		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃				
音楽		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃				
美術		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃				
英語	〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃					
学校定設科	〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃					
総合的な学習の時間		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃				
小計		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃				
留学		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃				
合計		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃				

生徒氏名

総合的な学習の時間の記録						
	平成	年度	平成	年度	平成	年度
学習活動						
評価						

特別活動の記録							
平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度
ホームルーム役員名 ( )	ホームルーム役員名 ( )	ホームルーム役員名 ( )	ホームルーム役員名 ( )	ホームルーム役員名 ( )	ホームルーム役員名 ( )	ホームルーム役員名 ( )	ホームルーム役員名 ( )
生徒会役員名 ( )	生徒会役員名 ( )	生徒会役員名 ( )	生徒会役員名 ( )	生徒会役員名 ( )	生徒会役員名 ( )	生徒会役員名 ( )	生徒会役員名 ( )

総合所見及び指導上参考となる諸事項	
平成 年度	
平成 年度	
平成 年度	

出校の記録			
年度	区分	出校日数	備考
平成	年度		
平成	年度		
平成	年度		
平成	年度		
平成	年度		
平成	年度		
平成	年度		

**別紙3 高等学校生徒指導要録に記載する事項等**

## ○ 学籍に関する記録

学籍に関する記録については、学年当初及び異動の生じたときに記入すること。

学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）の場合においては、生徒に係る記録は、「年度」を単位として行う（指導に関する記録についても同様に扱う。）。

## 1 生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所

保護者（又は親権者あるいは後見人）が学校に提出した書類等に基づき記入すること。

## 2 保護者の氏名及び現住所

(1) 「氏名」の欄には、生徒に対して親権を行う者を、親権を行う者のいないときは、後見人を記入すること。

(2) 「現住所」については、生徒の現住所と同一の場合には、「生徒の欄に同じ」と略記すること。

(3) 入学時、成人に達している生徒については、保護者に替えて「保証人」について記入すること。

## 3 入学前の経歴

高等学校に入学するまでの教育関係の略歴（在籍していた中学校は特別支援学校中等部の学校及び卒業時期等）を記入する。なお、外国において教育を受けた場合は、その実情なども記入すること。

## 4 入学・編入学

## (1) 入学

校長が入学を許可した年月日を記入すること。この場合には、「第 学年編入学」の文字を抹消すること。また、他の高等学校に入学した者が、第1学年の中途に入学した場合は、この欄は記入しないで「転入学」の欄に記入すること。

## (2) 編入学

高等専門学校、在外教育施設や外国の学校等から編入学した場合及び過去に高等学校等に在学していた者等が入学した場合について、その年月日、学年等を記入すること。

なお、この場合には、「第1学年入学」の文字を抹消すること。

また、単位制による課程の場合においては、「(在学すべき期間)平成 年 月 日まで」を加え、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記入すること。

## 5 転入学

他の高等学校等から転学してきた生徒について、転入学年月日、転入学年、前に在学していた学校名、所在地、課程の種類、学科名等を記入すること。

同じ高等学校において、異なる課程から転籍した場合も、転入学の場合に準じて記入すること。

また、単位制による課程の場合においては、「(在学すべき期間)平成 年 月 日まで」を加え、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記入すること。

## 6 転学・退学

他の高等学校等に転学する場合には、転学先の学校が受け入れた日の前日に当たる年月日、転学先の学校名、所在地、課程の種類、学科名、転入学年等を記入すること。

また、学校を去った年月日についても併記すること。

退学する場合には、校長が退学を認め、又は命じた年月日等を記入すること。

同じ高等学校において、異なる課程に転籍した場合も、転学の場合に準じて記入すること。

## 7 留学・休学

留学・休学について校長が許可した期間を記入すること。留学の場合は、留学先の学校名、学年及び所在国名を記入すること。

## 8 卒業

校長が卒業を認定した年月日を記入すること。

## 9 進学先・就職先等

進学した者については、進学した学校名及び所在地を記入し、就職した者については、就職先の事業所名及び所在地を記入し、就職しながら進学した者については、上記の両方を記入するようにすること。なお、家事又は家業に従事した者については、その旨を記入すること。

卒業の際、進路が決まっていなくて記入できない者については、確定したときに記入することが望ましいこと。

## 10 学校名及び所在地、課程名・学科名

課程名は、全日制の課程、定時制の課程の別を記入し、学科名は、普通科、専門教育を主とする学科、総合学科の名称を記入すること。この場合、専門教育を主とする学科については、例えば「農業（農業学科）」と記入すること。

## 11 校長氏名印、ホームルーム担任者氏名印

各年度に、校長の氏名、ホームルーム担任者の氏名を記入し、それぞれ押印すること（同一年度内に校長又はホームルーム担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記すること。）。

なお、氏名の記入及び押印については、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に定義する「電子署名」をいう。）に替えることも可能であること。

## 12 各教科・科目等の修得単位数の記録

修得した各教科・科目等ごとに修得単位数の計を記入すること。

編入学又は転入学した生徒について、以前に在学していた学校において修得した単位を卒業に必要な単位として校長が認める場合には、その修得単位数を各教科・科目等の修得単位数として記入したり、以前に在学していた学校における修得単位数等に関する証明書等の資料を学籍に関する記録に添付したりすることにより、適切に記録すること。

また、留学に関して、校長が認定した修得単位数は、それを記入する欄等に適切に記入すること。

なお、「学校設定教科」の欄には、教育課程表等と照合しやすいようにするため、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）第1章第2款の2及び3の表に挙げられている教科に属する「学校設定科目」（高等学校学習指導要領第1章第2款4）と、高等学校学習指導要領第1章第2款の2及び3の表に挙げられている教科以外に学校で設置する「学校設定教科」及び当該教科に関する科目（高等学校学習指導要領第1章第2款5）の両方を記載すること。

## ○ 指導に関する記録

高等学校における指導に関する記録については、学年による教育課程の区分を設けるか設けないか等の違いにより、課程の単位の修得の認定の時期が異なることから、例えば、各教科・科目等の学習の記録を学年や年度、学期ごとに区分して記入するなど工夫すること。

## 1 各教科・科目等の学習の記録

各教科・科目等の評定及び修得単位数について記入すること。

## (1) 各教科・科目の評定

ア 各教科・科目の評定は、高等学校学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が地域や生徒の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を総括的に評価して、「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、以下「十分満足できる」ものを4、「おおむね満足できる」ものを3、「努力を要する」ものを2、「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」ものを1のように区別して評価を記入すること。

イ 評定に当たっては、知識や技能のみの評価など一部の観点に偏した評定が行われることのないように、「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」といった観点による評価も十分踏まえながら行うとともに、評定が教師の主観に流れて妥当性や信頼性等を欠くことのないよう学校として留意すること。その際、別紙4に各教科の評価の観点及びその趣旨を示しているので、これらを十分踏まえながらそれぞれの科目のねらいや特性を勘案して具体的な評価規準を設定するなど評価の在り方を工夫すること。

ウ 学校設定教科に関する科目のうち当該教科・科目の目標や内容等から数値的な評価になじまないものについては、評定は行わず、学習の状況や成果などを踏まえて、総合所見及び指導上参考となる諸事項に所見等を記述するなど、評価の在り方等について工夫すること。

なお「学校設定教科」の欄には、教育課程表等と照合しやすいようにするため、高等学校学習指導要領第1章第2款の2及び3の表に挙げられている教科に属する「学校設定科目」（高等学校学習指導要領第1章第2款4）と、高等学校学習指導要領第1章第2款の2及び3の表に挙げられている教科以外に学校で設置する「学校設定教科及び当該教科に関する科目」（高等学校学習指導要領第1章第2款5）の両方を記載すること。

## (2) 各教科・科目等の修得単位数

高等学校における各教科・科目等について、修得を認定した単位数を記入すること。単位の修得を認めない場合は、「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」のように評定を行うこと。

編入学又は転入学した生徒について、以前に在学していた学校において修得した単位を卒業に必要な単位として校長が認める場合には、その単位数を各教科・科目等の修得単位数として記入したり、以前に在学していた学校における修得単位数等に関する証明書等の資料を学籍に関する記録に添付したりすることにより、適切に記録すること。

## (3) 総合的な学習の時間の修得単位数

高等学校における総合的な学習の時間における学習活動について、修得を認定した単位数を記入すること。

その際、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科に属する「課題研究」、「看護臨地実習」又は「介護総合演習」（以下「課題研究等」という。）の履修をもって総合的な学習の時間の学習活動の全部に代替している場合は、「修得単位数」の欄を空欄とし、「備考」の欄に、『科目「○○」において、○単位の全部を代替』など、その旨を記入すること。その一部に代替している場合は、「修得単位数」の欄に、総合的な学習の時間として実施した学習活動に対して、修得を認定した単位数を記入し、代替した単位数は含めないこととする。

なお、「備考」の欄に、『科目「○○」において、○単位を代替』など、その旨を記入すること。

## (4) 「修得単位数」の欄には、各教科・科目ごとに、修得を認定した単位数の計を記入すること。

## (5) 「小計」の欄には、修得を認定した単位数の計を記入すること。

## (6) 留学による修得単位数

留学した生徒の外国の学校における学習の成果をもとに、校長が修得を認定した場合はその単位数を記入すること。この場合、当該外国の学校の教育課程を逐一、我が国の学習指導要領や学校の教育課程と比較し、これらの教科・科目に置き換えて評価する必要はないこと。なお、外国の高等学校の発行する修得単位数等に関する証明書等の資料を添付すること。

## (7) 「合計」の欄には、「小計」の欄及び「留学」の欄に記入した単位数の合計を記入すること。

## (8) 他の学校において履修した場合の履修の取扱い等

校長が以下のような単位の認定を行った場合等は、履修上の特記事項として、備考欄に記入すること。

ア 高等学校学習指導要領第1章第3款2(2)に基づき、主として専門学科において開設される各教科・科目の履修により必履修教科・科目の一部又は全部に代えることを認める場合

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第97条に基づき、他の高等学校等において修得した一部の科目の単位について、生徒の在学する高等学校における全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることを認める場合

ウ 同令第98条に基づき、大学等における学修、知識及び技能に関する審査に係る学修、ボランティア活動その他の継続的に行われる活動に係る学修等について、生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与える場合

エ 同令第100条に基づき、高等学校卒業程度認定試験規則の定めるところにより合格点を得た試験科目に係る学修及び高等学校の別科における学修で高等学校学習指導要領の定めるところに準じて、修得した科目に係る学修について、生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与える場合

オ 高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第12条第1項に基づき、通信制の課程の生徒について、その在学する高等学校の定時制の課程又は他の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときに、それを生徒の在学する通信制の課程の全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることを認める場合（同第2項による場合も同様とする。）

## (9) その他

ア 専門学科において、専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の単位数の一部又は全部について代替を行った場合は、専門教科・科目によって代替された教科・科目の備考欄に、「代替」などその旨を記入するほか、代替に係る専門教科・科目名及び単位数を記入すること。

イ 履修のみの科目については、「備考」の欄にその旨を記入すること。なお、「備考」の欄に記入しないで、各学年の欄に履修に関する欄を設けるなどの工夫をすることも差し支えないこと。

ウ 各教科・科目の数が多き場合には、様式を2葉にすることも差し支えないこと。

エ 定時制又は通信制の課程に在学している生徒に関して、高等学校学習指導要領第1章第5款の4の規定により、実務等をもって職業に関する各教科・科目の履修の一部に替えた場合は「実務等」などその旨を「備考」の欄に記入すること。

オ 定時制の課程又は通信制の課程に在学している生徒が、学校教育法第55条及び技能教育施設の指定等に関する規定により、技能教育施設において連携処置に係る各教科・科目を履修した場合は、「技能連携」などその旨を「備考」の欄に記入すること。

## 2 総合的な学習の時間の記録

- (1) 学習活動  
高等学校等における総合的な学習の時間において行った学習活動を文章で記述すること。  
「課題研究等」の履修をもって総合的な学習の時間の学習活動の全部に代替している場合は、代替した学習活動を記入すること。また、その一部に代替している場合は、総合的な学習の時間の学習活動と合わせて記入すること。
- (2) 評価  
各学校が定めた総合的な学習の時間の目標、内容に基づいて各学校が定めた評価の観点を踏まえて、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で記述すること。  
評価の観点については、高等学校学習指導要領等に示す目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて定めること。  
「課題研究等」の履修をもって総合的な学習の時間の学習活動の全部に代替している場合は、代替した学習活動についての評価を記入すること。また、その一部に代替している場合は、総合的な学習の時間の学習活動と合わせた学習活動について評価を記入すること。
- 3 特別活動の記録  
高等学校等における特別活動において行った生徒の活動の状況について、主な事実及び所見を文章で記述する。その際、所見については、生徒の長所を取り上げるよう留意すること。
  - (1) 事実の記入に当たっては、例えば次の事項が考えられること。  
所属する係名や委員会名及び学校行事における役割の分担など、活動の状況についての事実に関すること。
  - (2) 所見の記入に当たっては、例えば次の事項が考えられること。  
ア その生徒個人として比較的優れている点など、特別活動全体を通してみられる生徒の特徴に関すること。  
イ 当該学年において、その当初と学年末とを比較し、活動の状況の進歩が著しい場合、その状況に関すること。
- 4 総合所見及び指導上参考となる諸事項  
高等学校等における総合所見及び指導上参考となる諸事項については、生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で記述すること。
  - (1) 各教科・科目や総合的な学習の時間の学習に関する所見
  - (2) 行動に関する所見
  - (3) 進路指導に関する事項
  - (4) 取得資格
  - (5) 生徒が就職している場合の事業所
  - (6) 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査に関する記録など指導上参考となる諸事項
  - (7) 生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見  
記入に際しては、生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げるよう留意すること。ただし、生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば記入すること。
- 5 出欠の記録  
全日制及び定時制の課程においては、以下の事項を記入すること。
  - (1) 授業日数  
生徒の属する学科及び学年について授業を実施した年間の総日数を記入すること。学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めないこと。  
ただし、転学又は退学をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学をした日までの授業日数を記入し、編入学又は転入学をした生徒については、編入学又は転入学をした日以後の授業日数を記入すること。  
なお、単位制による課程の場合においては、授業日数については、当該生徒の履修計画にしたがって出校すべき年度間の総日数を記入すること。
  - (2) 出席停止・忌引等の日数  
以下の日数を合算して記入すること。  
ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条による懲戒のうち停学の日数、学校保健安全法第19条による出席停止の日数及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第19条、第20条、第26条及び第46条による入院日数

- イ 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数  
 ウ 忌引日数  
 エ 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数  
 オ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- (3) 留学中の授業日数  
 校長が許可した留学期間における我が国の在籍校の授業日数を記入すること。
- (4) 出席しなければならない日数  
 授業日数から出席停止・忌引等の日数及び留学中の授業日数を差し引いた日数を記入すること。
- (5) 欠席日数  
 出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席した日数を記入すること。
- (6) 出席日数  
 出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入すること。  
 なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができること。  
 また、平成21年3月17日付け教学健第1840号「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」に沿って、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の将来的な社会的自立を助ける上で適切であると校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができること。この場合には、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び生徒が通所若しくは入所した学校外の施設名を記入すること。
- (7) 上記の日数について、該当すべき日数がない場合には、空白とせず0と記入すること。
- (8) 備考  
 出欠に関する特記事項等を記入すること。
- (9) 最終学年において留学しその学年の3月31日を越えて留学した生徒の翌学年の出欠の記録については、「出欠の記録」欄の下に欄を設け、記入すること。  
 なお、新たに設ける欄の「授業日数」欄には、当該生徒の最終学年における卒業の日までの我が国の在籍校の授業日数を記入すること。
- 6 出校の記録  
 通信制の課程においては、以下の事項を記入すること。
- (1) 出校日数  
 実際に生徒が出校した年度間の総日数を記入すること。この日数には、生徒が面接指導等のために、協力校、その他学校が定めた場所に出校した日数を含むものとする。ただし、転学又は退学をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学をした日までの出校日数を記入し、編入学又は転入学をした生徒については、編入学又は転入学をした日からその年度の終わりまでの出校日数を記入すること。
- (2) 備考  
 出校の状況に関する特記事項のほか、ラジオ、テレビ放送その他の多様なメディアの利用により、各教科・科目又は特別活動についての面接指導時間数の一部が免除された結果として出校する必要のなくなった日数等を記入すること。
- 取扱い上の注意  
 高等学校生徒指導要録の作成、送付及び保管等については、次のような事項に留意すること。
- 1 進学の場合
- (1) 校長は、生徒が進学した場合においては、その作成に係る当該生徒の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先に送付すること（学校教育法施行規則第24条第2項参照）。
- (2) (1)において抄本を作成し送付する場合、その記載事項は、おおむね次の事項を含むものとする。
- ア 生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所  
 イ 学校名、課程名及び学科名  
 ウ 入学（又は転編入）年月  
 エ 卒業年月



- オ 各教科・科目等の学習の記録  
 カ 各教科の評定平均値及び全体の評定平均値  
 キ 学習成績概評及び成績段階別人数  
 ク 出欠の記録  
 ケ 特別活動の記録  
 コ 指導上参考となる諸事項  
 サ 総合的な学習の時間の内容・評価
- 2 転学の場合  
 校長は、生徒が転学した場合においては、その作成に係る当該生徒の指導要録の写しを作成し、それを転学先の校長に送付すること。転学してきた生徒がさらに転学した場合においては、指導要録の写しのほか転学してくる前に在籍していた学校から送付を受けた写しも転学先の校長に送付すること。これらの場合、中学校から送付を受けた抄本又は写しも転学先の校長に送付すること（学校教育法施行規則第24条第3項参照）。
- 3 転入学  
 校長は、生徒が転学してきた場合においては、当該生徒が転入学した旨及びその期日を、速やかに、前の在学していた学校の校長に連絡し、当該生徒の指導要録の写しの送付を受けること。  
 なお、この場合、校長は、新たに当該生徒の指導要録を作成すべきであって、送付を受けた写しに連続して記入してはならないこと。
- 4 学校統合、学校新設等の場合  
 学校名及び所在地の変更として取り扱うか、上記2及び3に準じて取り扱うかは実情に応じて処理すること。
- 5 退学の場合  
 校長は、生徒が外国の学校などに入るために退学した場合においては、当該生徒が文部科学大臣認定の在学教育施設であるときにあっては、上記1及び2に準じて指導要録の抄本又は写しを送付するものとし、それ以外の学校などにあっては、求めに応じて適切に対応すること。
- 6 編入学の場合  
 校長は、生徒が編入学した場合においては、編入学した日の翌日以後の指導要録を作成すること。
- 7 転籍の場合  
 同じ高等学校において異なる課程に移籍した生徒については、転籍した日以後の指導要録を作成すること。
- 8 保存期間  
 (1) 学校においては、指導要録については当該生徒の卒業又は転学した日以後、転入学の際送付を受けた写しについては当該生徒の卒業の日以後、学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間保存すること（学校教育法施行規則第28条第2項参照）。  
 (2) 中学校から送付を受けた抄本又は写しは、生徒の当該学校に在学する期間保管すること。  
 (3) 退学の場合、当該生徒の指導要録及び転入学の際送付を受けた写しは、校長が退学を認め又は命じた日以後、学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間保存すること。
- 9 その他  
 在籍証明や単位取得証明など証明書等を作成する場合においては、単に指導要録の記載事項をそのまま転記することは必ずしも適切ではないので、プライバシー保護の観点から、証明の趣旨等を確認した上で、必要最小限の事項を記載するように留意すること。

#### 別紙4 各教科の評価の観点及びその趣旨（高等学校）

##### 1 各学科に共通する各教科・科目の学習の記録

教科	観 点	趣 旨
国	関心・意欲・態度	国語で伝え合う力を進んで高めるとともに、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図ろうとする。
	話す・聞く能力	目的や場に応じて効果的に話し的確に聞き取ったり、話し合ったりして、自分の考えをまとめ、深めている。
	書く能力	相手や目的、意図に応じた適切な表現による文章を書き、自分の考えをまとめ、深めている。
	読む能力	文章を的確に読み取ったり、目的に応じて幅広く読んだりして、自分の考えを深め、発展させている。

語	知識・理解	伝統的な言語文化及び言葉の特徴やきまり、漢字などについて理解し、知識を身に付けている。
地理 歴史	関心・意欲・態度	歴史的・地理的事象に対する関心と課題意識を高め、意欲的に追究するとともに、国際社会に主体的に生き平和で民主的な国家・社会を形成する日本国民としての責任を果たそうとする。
	思考・判断・表現	歴史的・地理的事象から課題を見だし、我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色を、広く世界に目を向けつつ、政治、経済、社会、文化、宗教、生活など様々な観点から多面的・多角的に考察し、国際社会の変化を踏まえ公正に判断して、その過程や結果を適切に表現している。
	資料活用の技能	歴史的・地理的事象に関する諸資料を収集し、有用な情報を適切に選択して、効果的に活用している。
	知識・理解	我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての基本的な事柄を理解し、その知識を身に付けている。
公 民	関心・意欲・態度	現代の社会と人間にかかわる事柄に対する関心を高め、意欲的に課題を追究するとともに、平和で民主的なよりよい社会の実現に向けて参加、協力する態度を身に付け人間としての在り方生き方についての自覚を深めようとする。
	思考・判断・表現	現代の社会と人間にかかわる事柄から課題を見だし、社会的事象の本質や人間の存在及び価値などについて広い視野に立って多面的・多角的に考察し、社会の変化や様々な考え方を踏まえ公正に判断して、その過程や結果を適切に表現している。
	資料活用の技能	現代の社会と人間にかかわる事柄に関する諸資料を収集し、有用な情報を適切に選択して、効果的に活用している。
	知識・理解	現代の社会的事象と人間としての在り方生き方にかかわる基本的な事柄を理解し、その知識を身に付けている。
数 学	関心・意欲・態度	数学の論理や体系に関心をもつとともに、数学のよさを認識し、それらを事象の考察に積極的に活用して数学的論拠に基づいて判断しようとする。
	数学的な見方や考え方	事象を数学的に考察し表現したり、思考の過程を振り返り多面的・発展的に考えたりすることなどを通して、数学的な見方や考え方を身に付けている。
	数学的な技能	事象を数学的に表現・処理する仕方や推論の方法などの技能を身に付けている。
	知識・理解	数学における基本的な概念、原理・法則などを体系的に理解し、知識を身に付けている。
理 科	関心・意欲・態度	自然の事物・現象に関心や探究心をもち、意欲的にそれらを探究しようとするとともに、科学的態度を身に付けている。
	思考・判断・表現	自然の事物・現象の中に問題を見だし、探究する過程を通して、事象を科学的に考察し、導き出した考えを的確に表現している。
	観察・実験の技能	観察、実験を行い、基本操作を習得するとともに、それらの過程や結果を的確に記録、整理し、自然の事物・現象を科学的に探究する技能を身に付けている。
	知識・理解	自然の事物・現象について、基本的な概念や原理・法則を理解し、知識を身に付けている。
保	関心・意欲・態度	運動の楽しさや喜びを深く味わうことができるよう、運動の合理的、計画的な実践に主体的に取り組もうとする。また、個人生活及び社会生活における健康・安全について関心をもち、意欲的に学習に取り組もうとする。
	思考・判断	生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現を目指して、自己や仲間の課題に応じた運動の取り組み方や健康の保持及び体力を高めるための運動の計画を工夫している。また、個人生

健 体 育		活及び社会生活における健康・安全について、課題の解決を目指して考え、判断し、それらを表している。
	運動の技能	運動の合理的な実践を通して、運動の特性に応じた段階的な技能を身に付けている。
	知識・理解	運動の合理的、計画的な実践に関する具体的な事項及び生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続するための理論について理解している。また、個人生活及び社会生活における健康・安全について、課題の解決に役立つ基礎的な事項を理解している。
音 楽	音楽への関心・意欲・態度	音楽活動の喜びを味わい、音楽や音楽文化に関心をもち、主体的に音楽表現や鑑賞の学習に取り組もうとする。
	音楽表現の創意工夫	音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受しながら、音楽表現を工夫し、表現意図をもっている。
	音楽表現の技能	創意工夫を生かした音楽表現をするための技能を身に付け、創造的に表している。
	鑑賞の能力	音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受しながら、解釈したり価値を考えたりして、音楽に対する理解を深め、よさや美しさなどの質的な世界を価値あるものと感じ取ることができる。
美 術	美術への関心・意欲・態度	工芸の創造活動の喜びを味わい、工芸や工芸の伝統と文化に関心をもち、主体的に美しさや機能性を求め、新しい意味や価値をつくりだす表現と鑑賞の活動に取り組もうとする。
	発想や構想の能力	感性や想像力を働かせて、主題を生成し、創造的な表現の構想を練っている。
	創造的な技能	創造的な美術の表現をするために必要な技能を身に付け、表現方法を工夫して表している。
	鑑賞の能力	美術や美術文化を幅広く理解し、美術作品や文化財等に映し出された美や創造のすばらしさ、人々の生活や願いなどを感じ取ることができる。
工 芸	工芸への関心・意欲・態度	工芸の創造活動の喜びを味わい、工芸や工芸の伝統と文化に関心をもち、主体的に美しさや機能性を求め、新しい意味や価値をつくりだす表現と鑑賞の活動に取り組もうとする。
	発想や構想の能力	感性や想像力を働かせて、心豊かな発想をし、よさや美しさなどを考え制作の構想を練っている。
	創造的な技能	創造的な工芸の制作をするために必要な技能を身に付け、表現方法を工夫して表している。
	鑑賞の能力	工芸や工芸の伝統と文化を幅広く理解し、作者の心情や意図、手づくりのよさなどを感じ取り、工芸が生活に果たす役割やものづくりにおける他者に対する心遣いなどを理解し、そのよさや美しさを見極めることができる。
書 道	書への関心・意欲・態度	書の創造的活動の喜びを味わい、書の伝統と文化に関心をもち、主体的に表現や鑑賞の創造的活動に取り組もうとする。
	書表現の構想と工夫	書表現の諸要素を感受し、感性を働かせながら、自らの意図に基づいて構想し、表現を工夫している。
	創造的な書表現の技能	創造的な書表現をするために、書の効果的な表現の技能を身に付け表している。
	鑑賞の能力	文字や書の伝統と文化について幅広く理解し、その価値を考え、日常生活における書や古典等における書の美しさを感じ取ることができる。
外 国	コミュニケーションへの関心・意欲・態度	コミュニケーションに関心をもち、積極的に言語活動を行い、コミュニケーションを図ろうとする。
	外国語表現の能力	外国語で話したり書いたりして、情報や考えなどを適切に伝えている。
	外国語理解の能力	外国語を聞いたり読んだりして、情報や考えなどを的確に理

語		解している。
	言語や文化についての知識・理解	外国語の学習を通して、言語やその運用についての知識を身に付けているとともに、その背景にある文化などを理解している。
家	関心・意欲・態度	家庭や地域の生活について関心をもち、その充実向上を目指して主体的に取り組もうとするとともに、実践的な態度を身に付けている。
	思考・判断・表現	家庭や地域の生活について課題を見だし、その解決を目指して思考を深め、適切に判断し工夫し創造する能力を身に付けている。
庭	技能	家庭や地域の生活を充実向上するために必要な基礎的・基本的な技術を身に付けている。
	知識・理解	家庭生活の意義や役割を理解し、家庭や地域の生活を充実向上するために必要な基礎的・基本的な知識を身に付けている。
情	関心・意欲・態度	情報や情報社会に関心をもち、身のまわりの問題を解決するために、自ら進んで情報及び情報技術を活用し、社会の情報化の進展に主体的に対応しようとする。
	思考・判断・表現	情報や情報社会における身のまわりの問題を解決するために、情報に関する科学的な見方や考え方を活かすとともに情報モラルを踏まえて、思考を深め、適切に判断し表現している。
報	技能	情報及び情報技術を活用するための基礎的・基本的な技術を身に付け、目的に応じて情報及び情報技術を適切に扱っている。
	知識・理解	情報及び情報技術を活用するための基礎的・基本的な知識を身に付け、社会における情報及び情報技術の意義や役割を理解している。

## 2 主として専門学科において開設される各教科・科目の学習の記録

教科	観 点	趣 旨
農	関心・意欲・態度	農業に関する諸課題について関心をもち、その改善・向上を目指して主体的に取り組もうとするとともに、実践的な態度を身に付けている。
	思考・判断・表現	農業に関する諸課題の解決を目指して思考を深め、基礎的・基本的な知識と技術を基に、農業に携わる者として適切に判断し、表現することを通して、持続的かつ安定的な農業と社会の発展を図るために必要な能力を身に付けている。
業	技能	農業の各分野に関する基礎的・基本的な技術を身に付け、農業に関する諸活動を合理的に計画し、その技術を適切に活用している。
	知識・理解	農業の各分野に関する基礎的・基本的な知識を身に付け、農業の意義や役割を理解している。
工	関心・意欲・態度	工業技術に関する諸課題の解決を目指して思考を深め、基礎的・基本的な知識と技術を基に、技術者として適切に判断し、表現することを通して、工業と社会の発展を図る創造的な能力を身に付けている。
	思考・判断・表現	工業技術に関する諸課題の解決を目指して思考を深め、基礎的・基本的な知識と技術を基に、技術者として適切に判断し、表現することを通して、工業と社会の持続可能な発展を図るために必要な能力を身に付けている。
業	技能	工業の各分野に関する基礎的・基本的な技術を身に付け、環境に配慮し、ものづくりを合理的に計画し、その技術を適切に活用している。
	知識・理解	工業の各分野に関する基礎的・基本的な知識を身に付け、現代社会における工業の意義や役割を理解している。
	関心・意欲・態度	ビジネスの諸活動に関する諸課題について関心をもち、その

商 業		改善・向上を目指して主体的に取り組もうとするとともに、実践的な態度を身に付けている。
	思考・判断・表現	ビジネスの諸活動に関する諸課題の解決を目指して思考を深め、基礎的・基本的な知識と技術を基に、ビジネスの諸活動に携わる者として適切に判断し、表現することを通して、地域産業をはじめ経済社会の健全で持続的な発展を図るために必要な能力を身に付けている。
	技能	商業の各分野に関する基礎的・基本的な技術を身に付け、ビジネスの諸活動を合理的に計画し、その技術を適切に活用している。
水 産	知識・理解	商業の各分野に関する基礎的・基本的な知識を身に付け、ビジネスの意義や役割を理解している。
	関心・意欲・態度	水産や海洋に関する諸課題について関心をもち、その改善・向上を目指して主体的に取り組もうとするとともに、実践的な態度を身に付けている。
	思考・判断・表現	水産や海洋に関する諸課題の解決を目指して思考を深め、基礎的・基本的な知識と技術を基に、水産業や海洋関連産業に携わる者として適切に判断し、表現することを通して、持続的かつ安定的な水産業及び海洋関連産業と社会の発展を図るために必要な能力を身に付けている。
	技能	水産や海洋の各分野に関する基礎的・基本的な技術を身に付け、水産や海洋に関する諸活動を合理的に計画し、その技術を適切に活用している。
家 庭	知識・理解	水産や海洋の各分野に関する基礎的・基本的な知識を身に付け、水産業や海洋関連産業の意義や役割を理解している。
	関心・意欲・態度	生活産業を取り巻く諸課題について関心をもち、その改善・向上を目指して主体的に取り組もうとするとともに、実践的な態度を身に付けている。
	思考・判断・表現	生活産業を取り巻く諸課題の解決を目指して思考を深め、基礎的・基本的な知識と技術を基に、生活産業に携わる者として適切に判断し、表現することを通して、生活の質の向上と社会の発展を図る創造的な能力を身に付けている。
	技能	生活産業に関する基礎的・基本的な技術を身に付け、生活産業に関する諸活動を合理的に計画し、その技術を適切に活用している。
看 護	知識・理解	生活産業に関する基礎的・基本的な知識を身に付け、生活産業の社会的な意義や役割を理解している。
	関心・意欲・態度	看護に関する諸課題の解決を目指して思考を深め、基礎的・基本的な知識と技術を基に、看護に携わる者として適切に判断し、表現することを通して、国民の健康の保持増進に寄与する創造的な能力を身に付けている。
	思考・判断・表現	看護に関する諸課題の解決を目指して思考を深め、基礎的・基本的な知識と技術を基に、看護に携わる者として適切に判断し、表現することを通して、国民の健康の保持増進に寄与する能力を身に付けている。
	技能	看護の各分野に関する基礎的・基本的な技術を身に付け、看護に関する諸活動を合理的に計画し、その技術を適切に活用している。
情	知識・理解	看護の各分野に関する基礎的・基本的な知識を身に付け、看護の意義や役割を理解している。
	関心・意欲・態度	情報の各分野に関する諸課題について関心をもち、その改善・向上を目指して主体的に取り組もうとするとともに、実践的な態度を身に付けている。
情	思考・判断・表現	情報の各分野に関する諸課題の解決を目指して思考を深め、基礎的・基本的な知識と技術を基に、情報産業に携わる者として適切に判断し、表現することを通して、情報の各分野に

報		かかわる将来のスペシャリストとして情報産業と社会の発展を図るために必要な能力を身に付けている。
	技能	情報の各分野に関する基礎的・基本的な技術を身に付け、情報の各分野に関する諸活動を合理的に計画し、その技術を適切に活用している。
	知識・理解	情報の各分野に関する基礎的・基本的な知識を身に付け、現代社会における情報及び情報産業の意義や役割を理解している。
福	関心・意欲・態度	社会福祉に関する諸課題について関心をもち、その改善・向上を目指して主体的に取り組もうとするとともに、実践的な態度を身に付けている。
	思考・判断・表現	社会福祉に関する諸課題の解決を目指して思考を深め、基礎的な知識と技術を基に、社会福祉関連の職業に従事する者として、適切に判断し、表現することを通して、サービス利用者の立場に立った安全で確かなサービスの提供などを創造する能力を身に付けている。
社	技能	社会福祉の各分野に関する基礎的・基本的な技術を身に付け、福祉に関する諸活動を合理的に計画し、その技術を適切に活用している。
	知識・理解	社会福祉の各分野に関する基礎的・基本的な知識を身に付け、社会福祉の意義や役割を理解している。
理	関心・意欲・態度	自然の事物・現象や数学的事象に関心をもち、積極的にそれらを探究しようとするとともに、事象を科学的・数学的に考察し表現する態度を身に付けている。
	思考・判断・表現	自然の事物・現象の中に問題を見だし探究する過程を通して、科学及び数学における基本的な概念、原理・法則などについて理解を深め、事象を科学的、数学的に考察し、導き出した考えを的確に表現する能力を伸ばし、理論的思考力、想像力、直感力などや独自性を高めている。
数	技能	観察、実験の基本操作及び自然の事物・現象を探究する技能を身に付けている。また、事象を数学的に表現・処理する仕方や推論の方法などの技能を身に付けている。
	知識・理解	科学や数学における基本的な概念や原理・法則などを系統的に理解し、知識を身に付けている。
体	関心・意欲・態度	スポーツ文化を尊重し、主体的、合理的、計画的に、各科目の学習に取り組もうとする。
	思考・判断	生涯を通してスポーツの振興発展に寄与することを目指して、各科目の課題に応じた運動や学習の取組方、健やかな心身の高め方や維持の仕方を工夫している。
育	運動の技能	高度な技能の習得を目指して、各科目の運動の特性に応じた段階的な技能を身に付けている。
	知識・理解	スポーツの専門的な実践に関する具体的な事項及びスポーツの振興発展に寄与するための理論について理解している。
音	音楽への関心・意欲・態度	音楽文化を尊重し、主体的、創造的に音楽の学習に取り組もうとする。
	音楽表現の創意工夫	音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受しながら、音楽表現を工夫し、表現意図をもっている。
	音楽表現の技能	創意工夫を生かした創造的な音楽表現をするための技能を身に付けている。
楽	鑑賞の能力	音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受しながら、価値判断し、音楽に対する理解を深め、よさや美しさなどの質的な世界を価値あるものと感じ取ることができる。
美	美術への関心・意欲・態度	美術文化を尊重し、主体的、創造的に美術の学習に取り組もうとする。
	発想や構想の能力	感性や想像力を働かせて感じ取ったことや考えたことなどを

術		基に豊かに発想し、よさや美しさなどを考え、創造的・機能的で個性豊かな表現を構想する能力を身に付けている。
	創造的な技能	創造的な表現活動をするために必要な造形感覚や専門的な技能を身に付け、表現方法を創意工夫して表現している。
	鑑賞の能力	美術作品や文化遺産、美術文化などについて理解を深め、感性や想像力を働かせて、それらの価値や美意識を感じ取ることができる。
英	コミュニケーションへの関心・意欲・態度	コミュニケーションに関心をもち、積極的に言語活動を行い、コミュニケーションを図ろうとする。
	英語表現の能力	英語で話したり書いたりして、情報や考えなどを適切に伝えている。
	英語理解の能力	英語を聞いたり読んだりして、情報や考えなどを的確に理解している。
語	言語や文化についての知識・理解	英語の学習を通して、言語やその運用についての知識を身に付けているとともに、その背景にある文化などを理解している。

教 高 第 1050 号  
平成24年10月30日

各教育局長 様

北海道教育委員会教育長

**高等学校生徒指導要録の改訂について（通知）**

このことについて、本日付け本号により、各道立高等学校長あて通達したので、生徒指導要録の作成等について適切に指導されるようお願いします。

（学校教育局高校教育課普通教育指導グループ）

